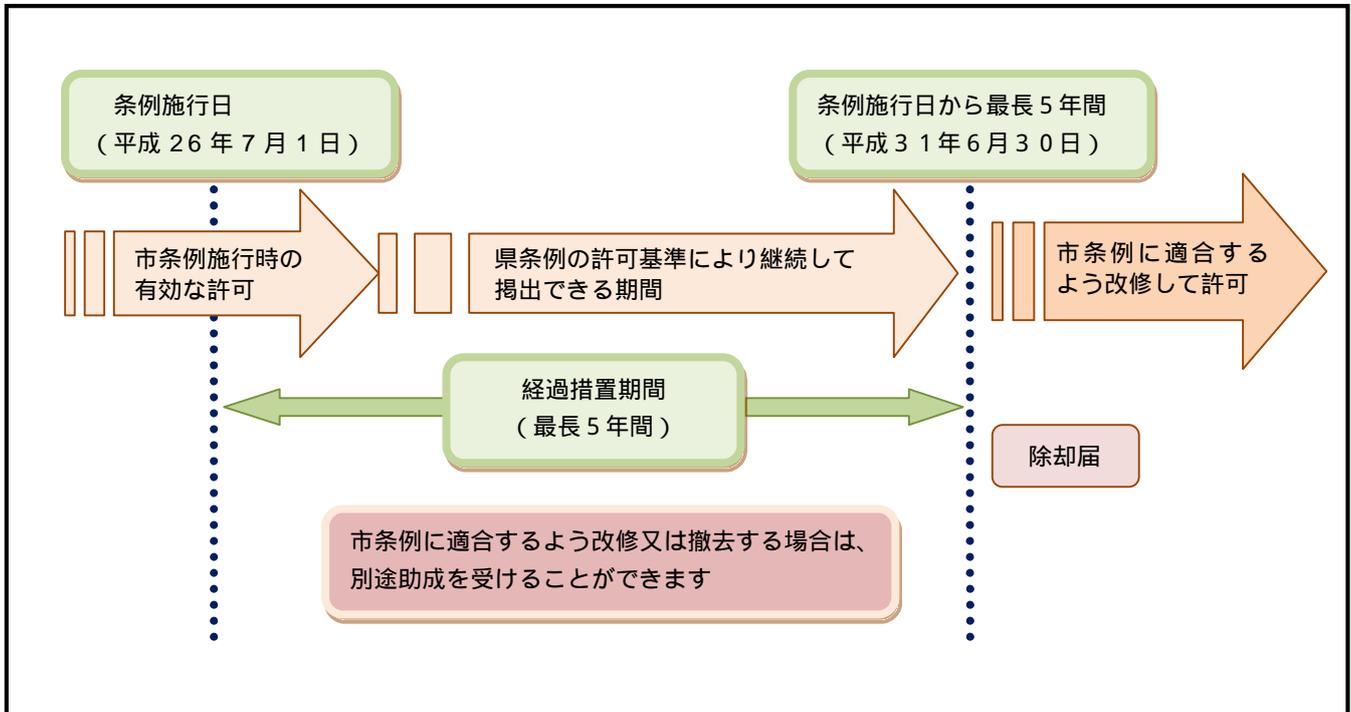


14 .経過措置

篠山市屋外広告物条例の施行時に適法に掲出されていた屋外広告物のうち、市条例の規定に適合しなくなった広告物については、条例施行後3年間(広告板、広告塔などの堅固なものは5年間)に限り、兵庫県屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の規定を適用し、引き続き掲出することができます。

経過措置期間内に市条例の規定に適合するための改修や除却を行う場合は、別途助成制度があります。



15 .広告景観モデル地区 (条例第32条)

次のいずれかに該当する地域のうち、屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域を、広告景観モデル地区として指定することができます。

主要な道路に沿った地域

河川、溪谷、森林及びこれらの付近の地域

駅前、街路沿い、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域

篠山市景観条例(平成22年篠山市条例第46号)の規定により指定された地区

その他、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

篠山口駅周辺広告景観モデル地区

兵庫県屋外広告物条例に基づき、平成11年度にモデル地区として県知事より指定を受け、平成12年4月1日より運用を行っています。

【モデル地区の区域】大沢、味間新、大沢新及び中野の各地内